

別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金交付要綱

制定 令和 7 年 4 月 1 日

別府市告示第 1 5 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新湯治・ウェルネスの産業化を図るため、市内において温泉効能の科学的根拠を活用した産業の創出に取り組む中小企業者に対し、予算の定めるところにより別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 5 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新湯治・ウェルネス 医療・美容・健康をテーマに、温泉効能の科学的根拠を示し、自然、食、文化などの様々な地域資源と組み合わせることにより、心身の健康増進及び長期滞在型観光の確立を目指す取組をいう。
- (2) 温泉効能の科学的根拠 別府市が提示する温泉入浴効果の研究結果を根拠とした温泉入浴により期待できる効果をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 市内に本店又は主たる事業所（個人にあっては住所）を有していること。
- (2) 許認可等を必要とする事業にあっては、当該事業について必要な許認可等を受けていること。
- (3) 補助対象者（法人にあっては当該法人及び当該法人の代表者）に市

税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 過去に補助金の交付を受けた者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定による許可又は届出を要する事業を行う者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 温泉効能の科学的根拠を活用した事業
- (2) 新湯治・ウェルネスの産業化に資する事業
- (3) 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業
（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間における補助対象事業に要する経費で次に掲げるものとする。

- (1) 人件費（事業に直接従事する従業員（市内に住所を有する者に限り、補助対象者と同一世帯の親族を除く。以下同じ。）の賃金に限る。）
- (2) 商品及びサービス開発・改良に要する経費
- (3) 販路開拓・広報に要する経費
- (4) ウェブサイト等の開発・構築に要する経費
- (5) 設備費（内外装工事費並びに機械、器具、工具及び備品の調達費用）
- (6) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、消費税及び地方消費税並びに慶弔費、懇親会費、食糧費、租税公課、公共料金、金融機関への振込手数料等は、補

助対象経費から除外するものとする。

（補助対象期間）

第6条 前条第1項の補助対象期間は、第8条に規定する申請の日から同日が属する年度の1月31日までの期間とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、予算に定める範囲内で、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、添付することができないやむを得ない理由があると認める書類については、添付を省略させることができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）
- (3) 税務署に提出した個人事業の開業等届出書の写し（個人事業の場合に限る。）
- (4) 住民票の写し（法人にあっては当該法人の代表者のもの）
- (5) 決算書（法人の場合に限る。）
- (6) 確定申告書（収支内訳書）の控え（個人の場合に限る。）
- (7) 定款、規約等（法人の場合に限る。）
- (8) 市税納税証明書（法人にあっては当該法人及び当該法人の代表者のもの）
- (9) 許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る。）
- (10) 誓約書（様式第2号）
- (11) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に

通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する補助金交付の適否の決定において必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

（申請の取下げ）

- 第10条 申請者は、第8条に規定する申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（変更等の申請）

- 第11条 第9条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第8条に規定する申請の内容を変更し、又は補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に同条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付し、市長に提出しなければならない。ただし、同条第1号に掲げる書類の軽微な変更で補助金の額に影響を及ぼさないものについては、この限りでない。

（変更等の承認の決定）

- 第12条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の適否を決定し、別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

- 第13条 補助事業者は、補助対象期間の満了する日から起算して30日以内に別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の明細表及び補助対象経費の支払を証明する書類
- (2) 補助事業の成果物の写真等
- (3) 第8条に規定する申請において同条ただし書の規定により省略した書類
- (4) 第8条に規定する申請の際に市内に住所を有していなかった場合にあっては、住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する実績報告の期限が別府市の休日を定める条例（平成元年別府市条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後で最も近い休日でない日を期限とする。

（補助金の額の確定通知）

第14条 市長は、前条第1項に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第15条 補助金の交付請求をしようとする補助事業者は、別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第16条 市長は、補助事業者に対し、補助事業の進捗状況等について補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間は報告を求めることができる。

（財産の管理及び処分等）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間は、補助事業により新設又は増設した設備等を処分してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- 3 補助金に係る帳簿（預金通帳、金銭（預金）出納簿等）及びその他証拠書類（契約書、領収書等）は、補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全

部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2) この要綱の規定により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。